

新型コロナウイルス感染症による

草加市と市民生活の変化

草加市コロナ・レポート2020-2021

令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)を振り返って

内容

- 1 パンデミック（世界的大流行）
新型コロナウイルス感染症の影響
- 2 暮らし方の変化
新しい日常の到来
- 3 経験したことのない危機
草加市の対応
- 4 時系列で見る
草加市の対応と取組
- 5 市民の安全と安心を守る
草加市の取組
- 6 数字とデータで見る
草加市と市民生活の変化

草加市

目次

- 1 | パンデミック（世界的大流行）
新型コロナウイルス感染症の影響 03
- 2 | 暮らし方の変化
新しい日常の到来 07
- 3 | 経験したことのない危機
草加市の対応 11
- 4 | 時系列で見る
草加市の対応と取組 13
- 5 | 市民の安全と安心を守る
草加市の取組 15
- 6 | 数字とデータで見る
草加市と市民生活の変化 21



草加市の概要

●市

章：



●総人口： 250,643人(令和4年（2022年）4月1日現在)

●市制施行： 昭和33年（1958年）11月1日

●市の木： マツ

●市の花： キク

●草加市の位置



●経緯度： 東経 139° 48' 32"

北緯 35° 49' 20"

●東西： 7.24キロメートル

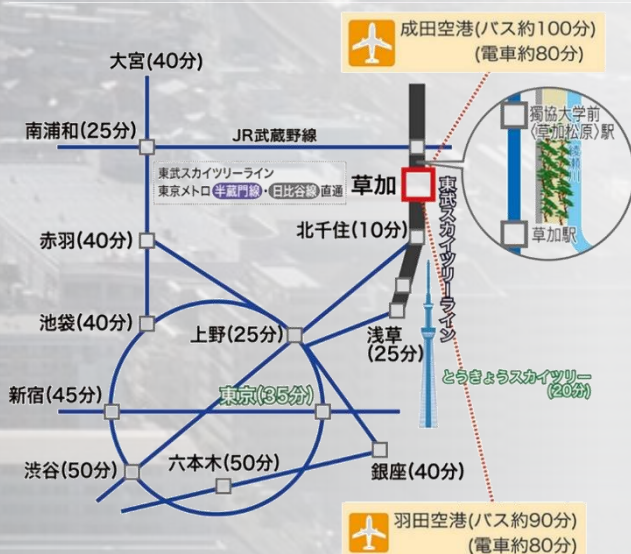
●南北： 7.6キロメートル

●総面積： 27.46平方

キロメートル

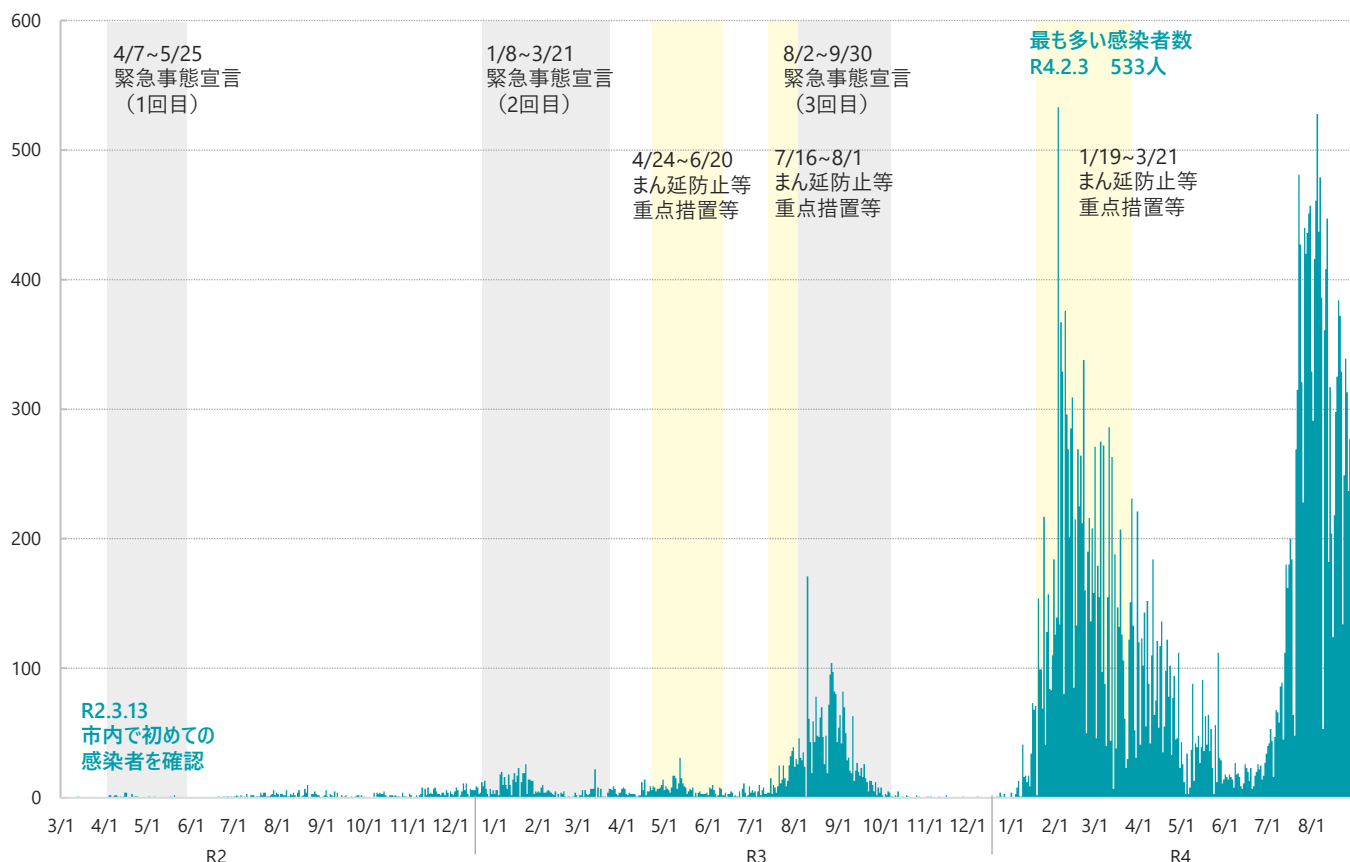
●海抜： 2.0メートル

●草加市へのアクセス



1 パンデミック（世界的大流行） 新型コロナウイルス感染症の影響

■ 草加市の新型コロナウイルス感染者数の推移



■ 新たなウイルスの感染拡大

新型コロナウイルス感染症は、令和元年(2019年)12月初旬に、中華人民共和国湖北省武漢市において第1例目の感染者が報告され、わずか数カ月ほどで日本を含め世界的な流行となりました。世界保健機関(WHO)は令和2年(2020年)1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」、同年3月11日には「世界的大流行(パンデミック)」を宣言するまでに至りました。日本においても、同年2月1日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症および検疫感染症に指定しました。

国内における感染者は令和2年(2020年)1月15日に初めて確認され、当初は都市部を中心に国内の感

染拡大が広がり、その後、急速に地方においても感染拡大が進む中、草加市では同年3月13日に初めての感染者が確認されました。その後の令和3年度(2021年度)末までの約2年間において、草加市においても感染拡大期や停滞期を繰り返しながら、令和4年(2022年)8月末時点で草加市における累計感染者数は27,162人にのびています。

■ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)は、ヒトに感染するコロナウイルスの一種であり、新型コロナウイルス以外のコロナウイルスには、ヒトが日常的に感染するコロナウイルス(HCoV)の他、重症急性呼吸器

症候群コロナウイルス(SARS-CoV)、中東呼吸器症候群コロナウイルス(MERS-CoV)があります。

新型コロナウイルスは従来よりも感染しやすい又は重症化しやすい可能性のある変異株や、ワクチンが効きにくい可能性のある変異株が報告されており、令和4年(2022年)3月28日時点における国立感染症研究所による国内での変異株の分類では、懸念される変異株としてデルタ株、オミクロン株、監視下の変異株としてアルファ株、ベータ株、ガンマ株となっています。(ミュー株やラムダ株などもありましたが、令和4年(2022年)3月28日時点監視下の変異株から除外されています。)

■ 人体への影響

潜伏期は1～14日間であり、5日程度で発症することが多いとされていますが、オミクロン株は潜伏期が2～3日、7日以内に発症するとの報告が多く、発症前から感染性があることや、発症間もない時期の感染性の高いことなど、SARSやMERSと異なるという特徴が市中感染の原因となっていると考えられています。

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第8版」によると、感染後無症状のまま経過する者の割合は20～40%と考えられるとされ、発症した場合でも多くの患者は発症から1週間程度で治癒に向かうとされています。また、小児は一般に軽症であるものの、65歳以上の高齢者や、高血圧、糖尿病、肥満、喫煙などのリスク因子を有する場合は重症化しやすいともされています。重症化した場合には、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）等による治療が行われる場合があるとされています。

■ 感染経路

新型コロナウイルスのヒトからヒトへの感染は、感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込むことで感染する“飛沫感染”や、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後にその手で周りのものに触れるとウイルスが付き、他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染する“接触感染”によって生じるとさ

れています。特に、密閉・密集・密接（3密）の空間での感染拡大が頻繁に確認されています。

■ 緊急事態宣言

国は、令和2年(2020年)4月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、史上初めての緊急事態を宣言しましたが、感染拡大が続いたことから4月16日には対象を全国とするともに、期間についても5月31日まで延期しました。（新規感染者数の減少等を踏まえ、5月14日には39県、5月21日には関西の3府県、そして5月25日には残る首都圏の1都3県及び北海道の緊急事態宣言を解除。）

さらに、同年の年末から再び感染拡大の傾向が見られたことから、令和3年(2021年)1月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象に2

度目の緊急事態宣言が発令されました。（その後、1月13日に栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県が追加されています。その後の新規感染者数の減少等を踏まえ、順次、宣言の解除を行い、3月21日には全て解除。）

そして、令和3年(2021年)4月25日から9月30日までの期間にも3回目の緊急事態の宣言がなされ、当初5月11日までを対象期間として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を対象に緊急事態措置が実施されていましたが、その後、対象期間の延長や対象地域の変更を繰り返しながら、9月30日に緊急事態の解除を宣言しました。

緊急事態宣言期間中の措置内容としては、事業者に対する時短要請や休業要請、飲食店におけるアクリル板の設置やマスクの着用、手指消毒、換気の徹底、住民に対する外出自粛要請、イベントの開催制限などといったものでした。

■ 緊急事態宣言によって埼玉県において実施された措置

○ 外出自粛を要請（『ステイホーム』をスローガンに呼びかけ）

通院、出勤、食料・医療品・生活必需品の買い出し、屋外への運動など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請。

○ 多数の者が参加するイベント・催事開催制限等の協力要請

多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう協力を要請。

○ 県立学校への休業を要請

県教育委員会に対して休業を要請。（草加市ではこの方針を踏まえ、市立小中学校の休業を実施。）

○ 生活必需品の物資確保についてお願い

事業者には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民には冷静な対応をお願い。

○ 施設の使用制限等の協力要請

該当する施設の使用停止または適切な感染防止対策を講じた上での事業の継続を要請。

まん延防止等重点措置

緊急事態宣言と同様に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策として、まん延防止等重点措置も実施されました。まん延防止等重点措置は緊急事態宣言とは異なり、対象範囲の単位としては、原則、区画や市町村単位となります。まん延防止等重点措置等の適用の期間については国が決定するものの、対象自治体内における対象となる地域や期間については、各都道府県が決定することとなっています。

埼玉県は令和3年度(2021年度)末までに2回（令和3年(2021年)4月20日から同年8月1日まで、及び、令和4年(2022年)1月21日から同年3月21日まで）、まん延防止等重点措置の対象地域になっています。そのうち草加市は、埼玉県における1回目

の期間中に2回（令和3年(2021年)4月24日から同年6月20日まで、及び、令和3年(2021年)7月16日から同年8月1日まで）、及び2回目の期間中（令和4年(2022年)1月19日から同年3月21日まで）に重点措置対象地域になりました。

まん延防止等重点措置の期間中における措置内容としては、事業者への時短要請、飲食店におけるアクリル板の設置やマスクの着用、手指消毒、換気の徹底、住民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことの要請等がありました。

感染防止策

新型コロナウイルスの感染経路が飛沫感染や接触感染であることを踏まえ、感染防止には基本的な感染対策とともに、人流抑制や人との接触

機会の削減が重要とされています。

首相官邸に設置されている新型コロナウイルス感染症対策本部による基本的対処方針では基本的な感染対策としては、「3つの密（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。）」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等とされています。

特にこれらの感染対策の中でも、3つの密を回避することは『3密回避』、対人距離を確保することは「ソーシャル・ディスタンスの確保」といった呼びかけによって行われていきました。

まん延防止等重点措置に基づき草加市にされた要請（一部）

【市民に対して】

- 不要不急の外出・移動（特に県境をまたぐ移動）の自粛
- ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避ける
- 飲食の際は「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」を徹底
- 会食はできるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで
- マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、3密回避の徹底 など

【飲食店等に対して】

- 飲食店等の営業時間の短縮、酒類の提供自粛
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
- 感染防止策の実施徹底の働きかけや呼びかけ
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守

【その他の事業者に対して】

- テレワークの徹底（出勤者の7割削減）。在宅勤務・時差勤務の徹底
- 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等は除く）の夜間消灯等の推奨
- 催物（イベント等）の開催制限（時間、人数及び収容率の上限設定）

（資料）令和3年(2021年)4月24日に埼玉県から発令された協力要請を基に草加市作成

国による啓発資料

「3つの密を避けましょう！」



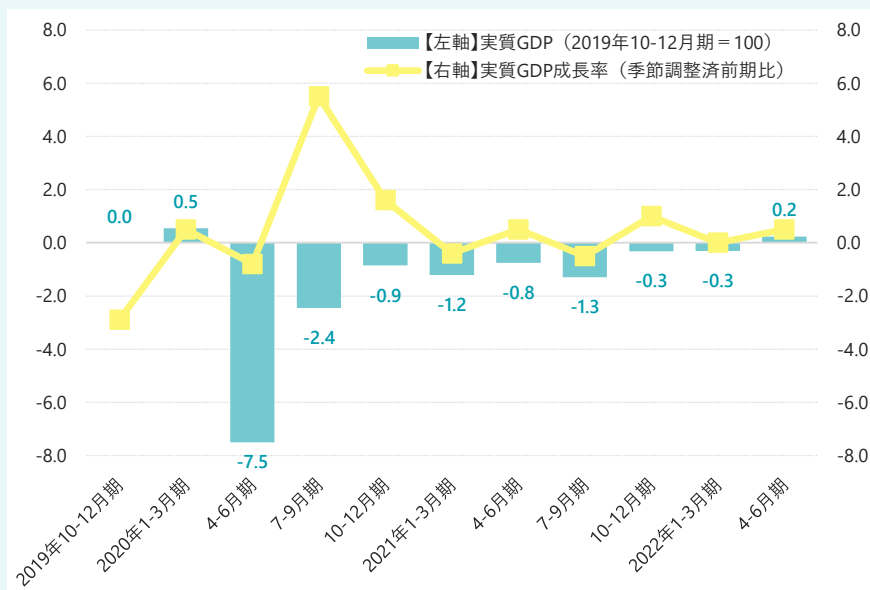
（資料）首相官邸ホームページ

「感染症対策へのご協力をお願いします」



（資料）厚生労働省ホームページ

■ 実質GDPと実質GDP成長率の推移



（資料）内閣府「国民経済計算」（2022年4-6月期四半期別GDP速報（1次速報値））を基に草加市作成

■ コロナショック

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な経済危機はコロナショックと呼ばれ、国内経済にも大きな影響をもたらしました。「通商白書2020」によるとコロナショックの本質は、『フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションの制限。感染拡大を抑制するために多くの国で感染の抑制を目的とした渡航制限や外出制限等が実施されたことに加え、国内においても人や物の交流が制限された』ことにあるとされています。

緊急事態宣言下を含む令和2年（2020年）4-6月期の実質国内総生産（GDP）成長率は、前期比で-8.0%（年利換算-28.4%）と大きな落ち込みとなりました。（未だ感染の収束が見えないものの、実質GDPは、感染症拡大前の令和元年（2019年）10-12月期を基準とした場合、令和4年（2022年）4-6月期の第一次速報値ではその水準まで回復していま

す。）

コロナショックは需要と供給のいずれにも大きな影響を与えました。

需要側では、外出自粛や人と人との接触を減らすことが求められる生活の中において、旅行・外食・レジャーをはじめ、これらに付随する交通や宿泊など、移動を伴うような家の外でしかできない消費の需要が大きな影響を受けました。

供給側では、世界的な出入国制限が講じられた結果、人や物の流れが止まってしまったことから、世界規模でのサプライチェーンの寸断が起きました。その影響は、感染拡大当初においてマスクや体温計の品薄状態が続くといったこととして現れ、さらにインターネット上における高額転売が発生するなど、日常生活にも多大な影響を与えました。

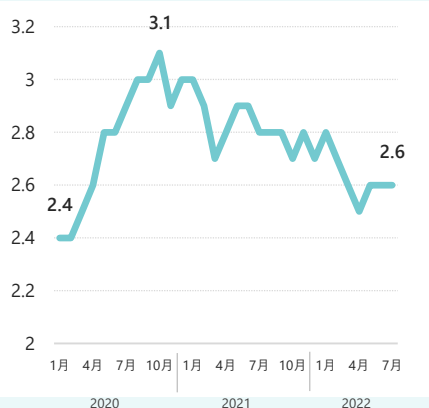
■ 雇用・賃金への影響

令和2年（2020年）4月の緊急事態宣言の発令に伴い、経済活動が停止し

ましたが、国は「雇用調整助成金」を創設するなどして雇用の維持に努めました。しかしながら、離職をせざるを得ない方々が増え、次第に完全失業率は上昇しました。その後、徐々に持ち直し、令和4年（2022年）7月における完全失業率は2.6%となっています。

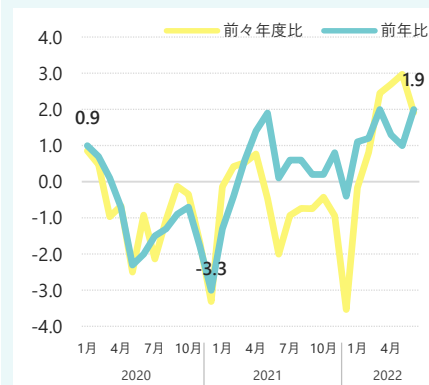
賃金の動向は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、現金給与総額は前年を下回り続けました。1年が経過した令和3年（2021年）以降は、前年度比は100%を超えているものの、前々年度比を見ると、大きく下回っていることが分かり、流行前の水準には戻っていないと言えます。

■ 完全失業率の推移



（資料）総務省統計局「労働力調査」を基に草加市作成

■ 月間現金給与額の前年同月比



（資料）総務省統計局「毎月勤労統計調査」を基に草加市作成

暮らし方の変化 新しい日常の到来

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国からは「新しい生活様式」が示され、私たち国民一人一人の行動変容が求められる社会状況となりました。

「新しい生活様式」の実践例として示されているものは、手洗い・手指消毒、マスクの着用などの基本的な感染予防をはじめ、3密（密閉・密集・密接）の回避、移動の自粛、通販の利用、テレワーク勤務といった、私たちの生活のあらゆる場面にまで及びます。

令和2年(2020年)4月22日には、新型コロナウイルス感染症専門家会議から「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示され、「オンライン帰省」や「オンライン飲み会」「通販」「遠隔診療」など、日常生活のあらゆる場面でのデジタル化やオンラインツールの活用が提示されました。

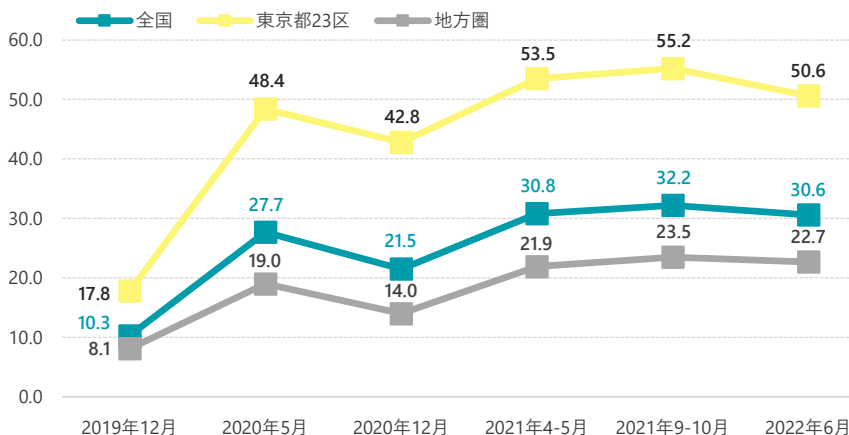


(資料) 厚生労働省
「人との接触を8割減らす、10のポイント」

働き方の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大前から、ワーク・ライフ・バランスの実現や時間や場所を有効に活用した働き方改革として、テレワークを国が中心となって推進してきました。

地域別のテレワーク実施率



(資料) 内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

テレワークは、通勤ラッシュや人混みを回避できることなど、感染拡大防止に有効であり、総務省では、令和2年(2020年)2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、患者・感染者との接触機会を減らす観点から、可能な限り、テレワークを積極的に活用するよう呼びかけました。

その結果「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(内閣府, 2022)によると全国のテレワーク実施率は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年(2019年)12月では10.3%でしたが、緊急事態宣言下の令和2年(2020年)5月では17.4ポイント上昇し27.7%になりました。その後、若干の下降が見られたものの、流行から1年経過以降は概ね30%程度で推移しています。

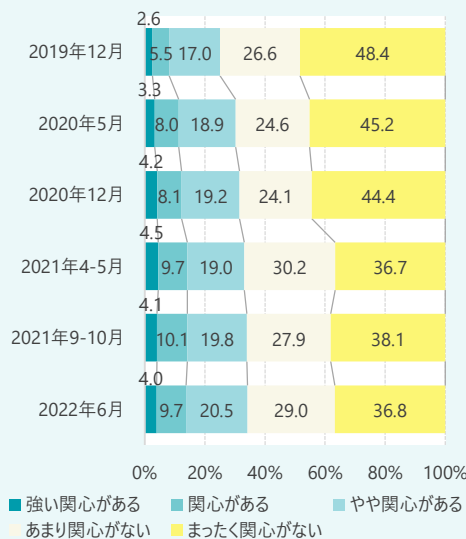
地方移住への関心

テレワークによる場所を選ばない

働き方や家族と過ごす時間の変化は、住まい方への関心に影響を与えていることがうかがえます。特に東京圏在住者の地方移住の関心は、調査を行うごとに高くなっている状況です。

実際に、東京都特別区部では令和3年(2021年)5月に比較ができる集計開始(平成26年(2014年))以降で初めての転出超過となるといった現象が起きています。

地方移住への関心(東京圏在住)



(資料) 内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

消費行動の変化

「新しい生活様式」では通信販売の利用が推奨されるなど、人との接触を避けることが求められている状況下においては、消費行動に対しても変化が生じました。

外出自粛の影響が考えられるオンラインでの購入機会の増加をはじめ、人との接触を避けるため、店舗でのキャッシュレス決済やセルフレジの利用、外出の回数削減のために店舗でのまとめ買いや日持ちする商品の購入を増やしたといった変化が見られました。

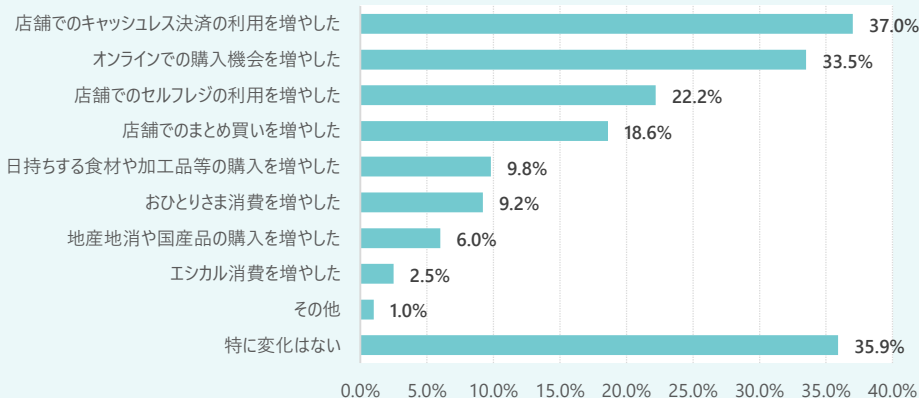
特に、自宅で過ごす時間が増えたことによって、「旅行」や「外食」、「交通」など、外でしかできない消費への支出が減少し、インターネットを通じた商品の購入や動画閲覧などの自宅でできる消費、いわゆる「巣ごもり消費」としてインターネットを通じた支出が新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、継続して増加しています。

自宅での過ごし方

緊急事態宣言による外出自粛やテレワークの浸透によって、自宅にいる時間が長くなったことから、家族と過ごす時間についても変化がありました。

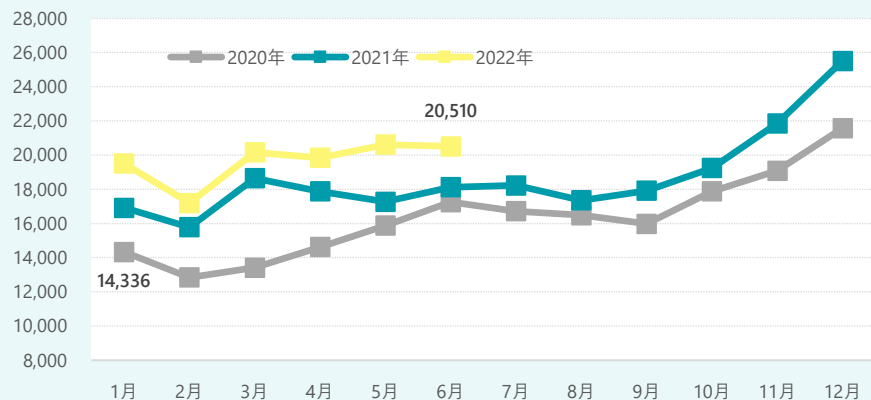
「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（内閣府、2022）では、家族と過ごす時間について、令和元年(2019年)12月（感染症拡大前）からの変化について「大幅に増加(51%以上増加)」「増加(21%～50%増加)」「やや増加(6%～20%増加)」と回答した人の合計は42.8%となっており、そのう

消費行動の変化



（資料）内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

インターネットを利用した支出の状況(二人以上の世帯)



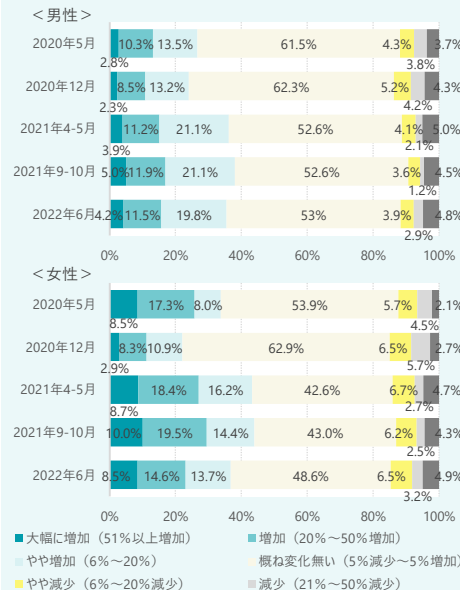
（資料）総務省「家計消費状況調査」を基に草加市作成

ち約90%は現在の家族と過ごす時間を保ちたいと思っているという結果がでています。

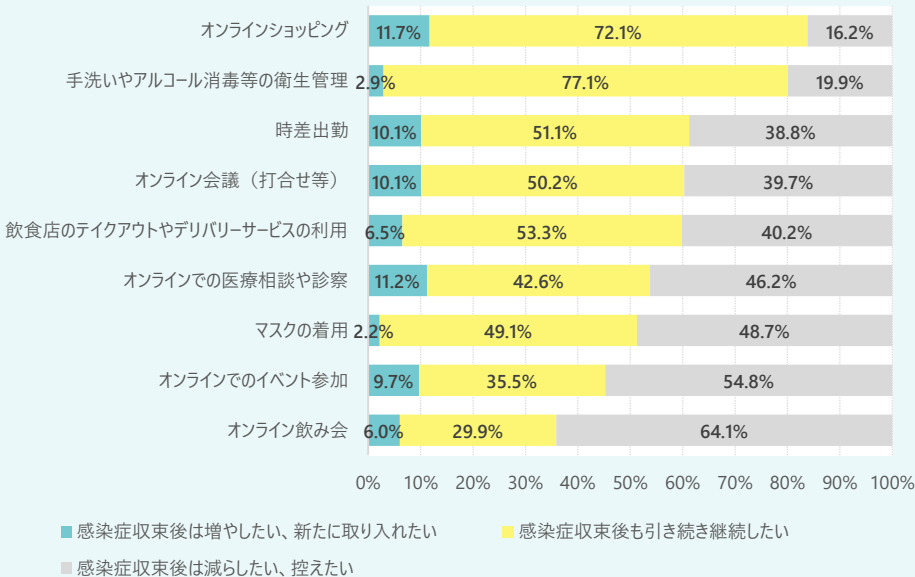
また、外出自粛やテレワーク、学校の臨時休業により、家事・育児時間についても変化がありました。

18歳未満の子を持つ親のうち、家事・育児時間の変化について「大幅に増加(51%以上増加)」「増加(21%～50%増加)」「やや増加(6%～20%増加)」と回答した人の割合が男女ともに30%～40%となっていることから、新型コロナウイルス感染症によって時間の使い方に変化が生じたことがうかがえます。

家事・育児時間の変化



■ 感染症拡大を契機とした行動変容の継続希望



（資料）内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

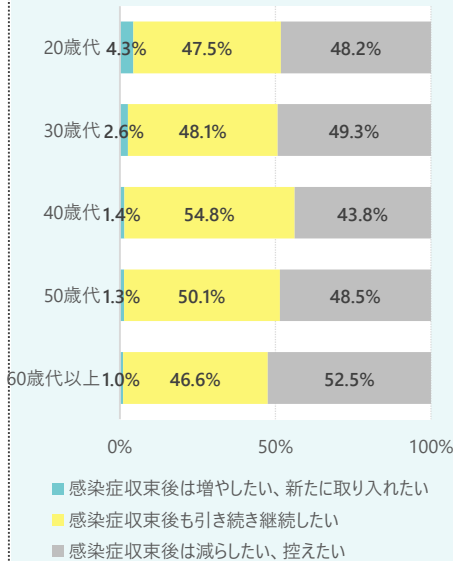
■ 行動変容

政府からの「新しい生活様式」の呼びかけに対し、これまで見てきたように、働き方や消費行動をはじめ、自宅での過ごし方など、一人一人が感染拡大防止を意識した生活様式を実践し、多くの場面で行動変容を見てとることができます。

新型コロナウイルスへの感染者が国内で初めて確認されてから約2年が経過した令和4年(2022年)6月に実施された「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」では、感染拡大を契機とした行動変容の継続希望について、オンラインショッピングや手洗い、アルコール消毒等の衛生管理などの生活習慣については、「感染症収束後は増やしたい、新たに取り入れたい」と「感染症収束後は引き続き実施したい」と回答した人の合計の割合が80%超、時差

出勤、オンライン会議（打合せ等）などの働き方などについては、「感染症収束後は増やしたい、新たに取り入れたい」と「感染症収束後は引き続き実施したい」と回答した人の割合の合計が50%超となっています。特にマスク着用の継続希望について

■ マスク着用の継続希望



（資料）内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

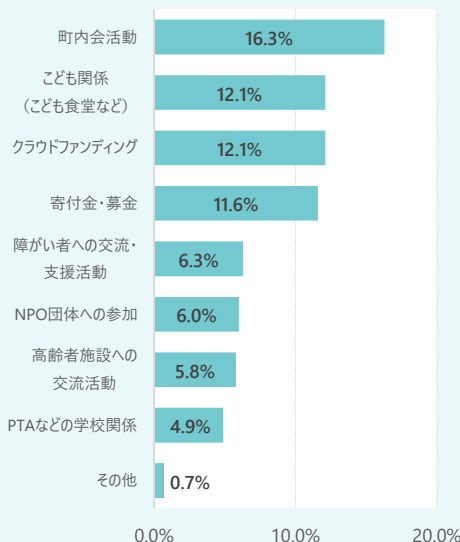
ては、20歳代から50歳代のすべての年齢層において「感染症収束後は増やしたい、新たに取り入れたい」と「感染症収束後は引き続き実施したい」と回答した人の割合の合計が50%超となっています。

■ 地域社会への関心

同調査においては「新しい生活様式」が実践され、行動変容が見られる中における、地域社会への関心の変化についても調査がされ、「高まった」と回答した割合は8.1%、「変わらない」と回答した割合は84.2%、「低くなった」と回答した割合は7.7%となっています。

関心があるものとしては、「全て興味はない」と回答した割合が55.0%の中、関心があるものとして「町内会活動」が最も多く16.3%、続いて「こども関係（こども食堂）」「クラウドファンディング」が12.1%、「寄付金・募金」が11.6%となっています。

■ 地域社会への関心の変化等



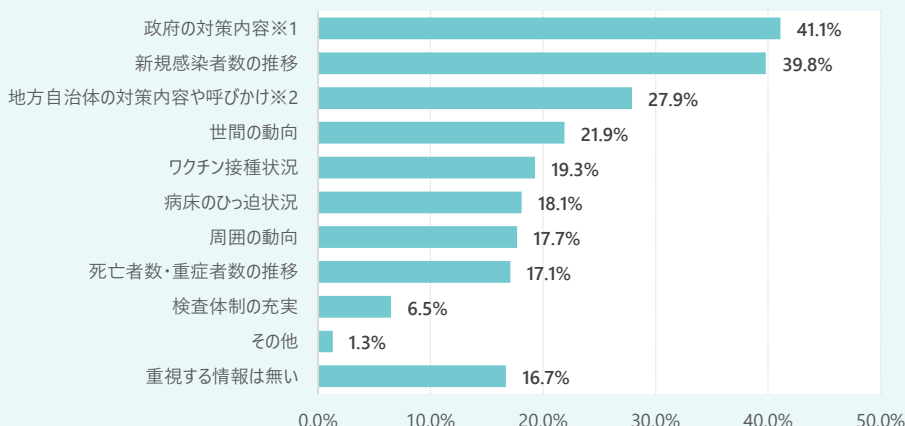
（資料）内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

■ 行動再開に重視する情報

令和2年(2020年)4月の緊急事態宣言による外出自粛等から2年以上が経過し、徐々に行動制限が緩和されつつある中で、行動再開にあたって重視する情報として、最も割合が多かったものは、まん延防止等重点措置等の要請やGo Toトラベルの再開などの「政府の対策内容」で41.1%、続いて「新規感染者数の推移」が39.8%、地方自治体からの自粛要請や地方版Go Toトラベルの再開などの「地方自治体の対策内容や呼びかけ」が27.9%となっている一方で、「重視する情報は無い」と回答した割合も16.7%となっています。

年代別では、順位に大きな違いはないものの、50歳代及び60歳代以上では「新規感染者数の推移」の割合が多く、続いて「政府の対策内容」、「地方自治体の対策内容や呼びか

■ 行動再開にあたって重視する情報



※1 まん延防止等重点措置等の要請やGo Toトラベルの再開など

※2 地方自治体からの自粛要請や地方版Go Toトラベルの再開など

(資料) 内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

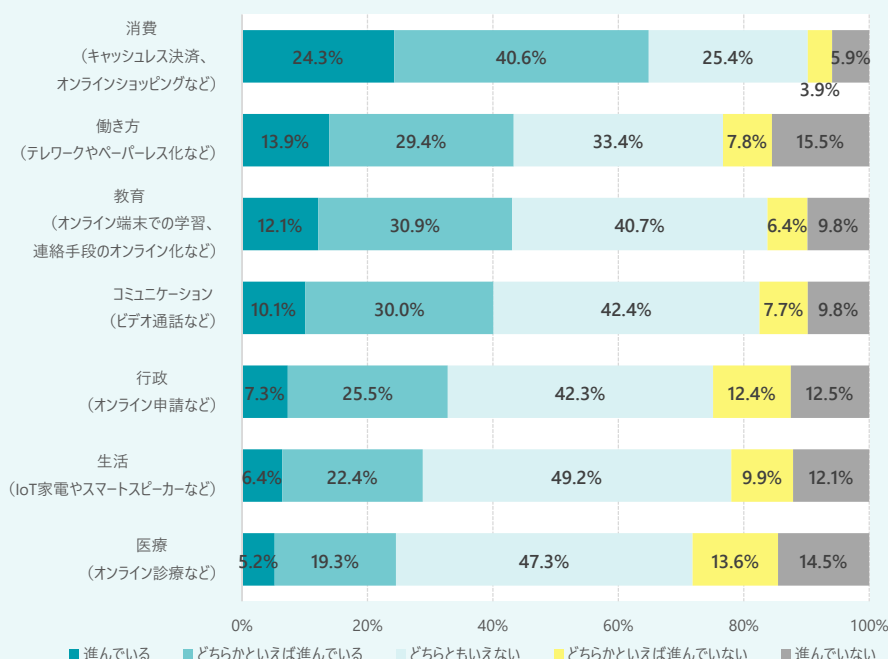
け」という順になっています。また、「重視する情報は無い」と回答した割合は若い年代ほど高く(20歳代: 23.5%、30歳代: 21.6%、40歳代: 18.9%、50歳代: 15.4%、60歳代以上: 7.1%) なっています。

■ デジタル化の進展

感染症拡大を契機に消費や働き方、教育をはじめあらゆる分野において、人と人が対面する必要のないデジタル化が進みました。しかし、技術等はあるだけではなく、利用されて初めて真にデジタル化が進展したと言えます。

キャッシュレス決済やオンラインショッピングなどの消費の分野ではデジタル化が「進んでいる」と「どちらかといえば進んでいる」と回答した割合の合計が6割以上であるのに対して、テレワークやペーパーレス化などといった「働き方」、オンライン端末での学習、連絡手段のオンライン化などの「教育」、ビデオ通話などの「コミュニケーション」では同割合が4割程度、それ以外のオンライン申請などの「行政」、IoT家電やスマートスピーカーなどの「生活」、オンライン診療などの「医療」の分野では2〜3割程度となっています。

■ デジタル化の進展



(資料) 内閣府(2022)「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に草加市作成

■ 草加市の対応

草加市では、令和2年(2020年)2月20日に第1回対策本部会議を開催し、令和3年度(2021年度)末までに51回の会議を開催しました。市内の感染状況や国や県の対応等を踏まえ、当初は1週間のうちに複数回、その後も感染拡大期には概ね1～2週間おきに対策本部会議を開催しました。

対策本部を最高意思決定機関として、草加市の新型コロナウイルス感染症対策における、公共施設の利用休止の決定や施設利用等に関するガイドラインの策定、職員の感染防止のための勤務体制の構築、国の特別定額給付金の迅速な給付に向けた体制の整備など、矢継ぎ早に対応を求められる状況に対して、迅速に対応を決定していくとともに、市ホームページの随時更新、動画による市長メッセージや広報そうか臨時号の発行など、草加市では、市民の皆様に対して、よりわかりやすく正しい情報の提供に努めました。

■ 動画による市長メッセージ



■ 組織体制の整備

令和2年(2020年)2月20日に新型コロナウイルス対策本部を設置した後、同年4月15日付で新型コロナウイルス感染拡大の影響による市民の皆様の事業活動の維持継続、生活維持等の相談に対応するために、総合政策

■ 公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは施設管理者及び各イベント主催が施設の状況や実施イベントの内容に応じて必要な対策を講じるための参考とするために策定しました。

【主な内容】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 施設利用の制限等 | (3) 執務体制 |
| 2 利用者向け対策 | 4 施設環境整備 |
| (1) 利用時等における対策 | (1) 窓口等における対策 |
| (2) 施設内における対策 | (2) トイレにおける対策 |
| 3 施設職員向け対策 | (3) ごみの廃棄における対策 |
| (1) 職員の体調管理 | 5 消毒・清掃について |
| (2) 執務中、休憩中における対策 | |

課内に「新型コロナウイルス生活相談室」を設置するとともに、同年4月17日に国からの給付金の迅速な給付に向け「生活支援臨時給付金室」を設置しました。生活支援臨時給付金室は、同年4月27日に国の給付金名称が特別定額給付金になったことを受け、「特別定額給付金室」に改称を行い、事業の完了により令和3年(2021年)3月31日をもって廃止しました。

令和2年(2020年)4月20日には新型コロナウイルス対策に係る国、県その他関係機関からの情報収集や関係部署との連携・調整を集中的にかつ迅速に草加市として実施するために「新型コロナウイルス対策課」を設置するとともに、先に総合政策課内に設置していた「新型コロナウイルス生活相談室」を新型コロナウイルス対策課の一部としました。

なお、当初は新型コロナウイルス対策課を市長室に設置していましたが、令和3年(2021年)1月1日付で健康福祉部に移管するとともに、「新型コロナウイルス生活相談室」は廃室としました。

また、令和2年(2020年)4月22日に

は、新型コロナウイルス感染拡大の地域医療環境における影響への対策について市役所内部だけでなく医療関係機関とも調整を行うため「医療関係機関とも調整を行うため「医療環境対策室」が設置され、一般社団法人草加八潮医師会と連携し、同年5月12日に草加八潮地域センターを開設しました。

さらに、国により新たに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を創設したことを受け、令和3年(2021年)12月20日付で臨時特別給付金室を設置しました。

■ 市政を停滞させないために

新型コロナウイルス感染症に対応するため、組織体制の整備とともに、通常業務を停滞させないための職員の感染防止対策も同時に進めました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した当初は、職員を2チーム制としたローテーション(交代)勤務やサテライトオフィスによる分散勤務を実施しました。その後、飛沫感染を防止するためにパーティションの設置や、在宅勤務が可能となる機器を整備し、安定的に業務を行える体制を整えました。

「新しい生活様式」の啓発

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国からは「新しい生活様式」が打ち出され、市民一人一人に行動変容が求められる社会状況となりました。

「新しい生活様式」の実践例として具体的に示されている、手洗い・手指消毒、マスクの着用などの基本的な感染予防をはじめ、3密（密閉・密集・密接）の回避などの考え方です。草加市でもオリジナルのイラスト、ポスターなどを作成し、市民の皆様に対して、感染拡大防止を呼びかけています。

市民に寄り添う取組

草加市では新型コロナウイルスへの感染者が報告される前から感染対策を始め、感染者が確認された後も市民の生命と財産を守るため、特別定額給付金の給付や新型コロナウイルスワクチンの接種をはじめとした国や県の施策への体制確保はもちろん、幅広い分野において市独自の取組や事業を実施してきました。

取組の一例として、「自宅療養者支援事業」では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の方へ県の配食サービスが行き届くまでの間、緊

急的措置として食料品、衛生用品などの生活必需品、オムツ等の日用品をご自宅に宅配するものです。併せて、パルスオキシメータを所持していない世帯への貸出しも実施しています。（令和4年(2022年)9月時点）

また、地域医療のひっ迫を防ぐため、令和2年(2020年)5月12日に一般社団法人草加八潮医師会が開設した、地域の医療機関からの紹介患者に対しPCR検査を行う「地域外来・検査センター」の会場提供と運営支援を行いました。

さらに、新型コロナウイルスに関する情報を、だれもが素早く取得できるように、パソコンやスマートフォン等から、24時間365日、問い合わせをすることができるチャットボットを試験的に導入しました。

（令和3年(2021年)3月末で終了）

その他にも、防災や教育、子育て、地域経済、医療・福祉、生活支援など、多くの分野において取組を実施しました。

ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症の発症を予防するものとして新型コロナワクチンの医療従事者等に対する先行・優先接種が令和3年(2021年)2月17日から開始されました。

草加市では、医療従事者に続き、65歳以上の高年者接種の予約を同年5月6日から、接種を同年5月10日から開始し、基礎疾患のある方及びエッセンシャルワーカー（同年7月26日予約開始）、60歳～64歳（同年8月2日予約開始）、50歳代（同年8月10日予約開始）、40歳代及び妊産婦（同年8月26日予約開始）、39歳

ワクチン接種



以下（同年9月9日予約開始）、5歳～11歳（令和4年(2022年)2月22日接種開始）へ順次接種を進めました。

できる限り多くの方が接種しやすいよう市が用意した集団接種会場では、平日の昼間に加え、土日や夜間などでもワクチン接種が行える体制を整えました。

これからに向けて

コロナ禍においては、これまで潜在化していた多くの課題が、浮き彫りになりました。代表的なものとしては、行政機関の連携、行政内部の体制が、今回のような事態を想定したものとはなっていなかったことや、行政や教育現場におけるデジタル化が民間ほど進んでおらず、デジタル技術で人と人との接触を減らすことなどが直ちには難しかったことなどが挙げられます。

現在では、これらの課題について、一定の解決が図られていますが、いまだ収束を見ない新型コロナウイルス感染症に対しては、今後も適切な対応を取り続ける必要があります。

草加市は、市民の皆様の安全・安心な暮らしを確保し、『快適都市草加』の実現をめざすため、これからも歩みを止めることなく時勢に応じた対応を進めていきます。



▲ 自宅療養者支援の一環として貸出しを行ったパルスオキシメータの返却時等に同封されていた感謝のお手紙

5 市民の安全と安心を守る 草加市の取組

各取組について

草加市では新型コロナウイルス感染症から市民の安全・安心を守るため、国の支援策に加え、防災や教育、子育て、地域経済、医療・福祉、生活支援など、多くの分野において草加市独自の取組や事業を実施しました。

その規模は令和2年度(2020年度)は約34億円、令和3年度(2021年度)は約10億円となっています。

新型コロナウイルス感染症対応関連の事業費

令和2年度(2020年度)

約34億円

令和3年度(2021年度)

約10億円

※ 「特別定額給付金」「ひとり親家庭等緊急生活支援給付金」「子育て世帯臨時特別給付金」などの国による給付金及び新型コロナワクチン接種に係る事業費は除いています。

自宅療養者支援事業



新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の方へ不足する食料品、衛生用品などの生活必需品、オムツ等の日用品を宅配しています。

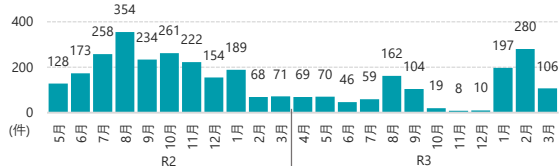
また、パルスオキシメータを所持していない世帯への貸出しを行っています。

地域検査センター支援事業

令和2年(2020年)5月12日に一般社団法人草加八潮医師会が開設した地域外来・検査センターに対して、患者のプライバシーに配慮した会場を提供し、運営の支援を行いました。

令和2年度(2020年度)は2,112件、令和3年度(2021年度)は1,130件のPCR検査を実施し、検査体制の拡充及び感染拡大防止につなげました。

月別検査数の推移



プレミアム付商品券事業



経済への影響の長期化が予測される中、積極的な消費の喚起による経済の下支えを行い、商業及び地域経済の活性化を図るため、市内事業者支援としてプレミアム付商品券事業を実施しました。

	R2	R3
発行総額	13億円	13億円

飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金



登録した市内飲食店等がテイクアウト又はデリバリー時の1会計(500円以上)につき、販売価格の最大50%かつ500円を上限に割引相当額を補助しました。

第1弾では1店舗につき飲食店は20万円、飲食店以外は10万円、第2弾ではそれぞれ15万円を上限に補助しました。

事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により従来の経済活動の縮小を余儀なくされている市内農商工団体が、迅速な事業売上回復を目指して行う、製品開発や販路拡大等に関する専門人材等との連携した取組への支援を行いました。

対象事業

- ☑ 売上回復及び拡大を目的とする商品開発、販路拡大活動であること
- ☑ 事業実施後の補助対象事業者の売上向上又は市内への経済波及効果が見込まれること
- ☑ 補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金等を重複して受けていないこと

遠隔・オンライン学習環境整備事業



新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の期間中も切れ目ない学習環境を提供するため、小中学校において、端末や通信環境の整備など、オンライン学習に必要な準備を行いました。

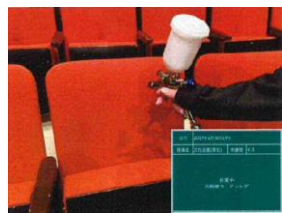
端末は児童・生徒用として18,302台、教員用として610台を整備しました。



公共的空間安全安心確保事業



公共施設における感染拡大防止のため、サーモグラフィカメラの導入やパーティションの設置、非接触体温計や消毒液の整備を行うとともに、不特定多数の方が使用する公共施設の座席について抗菌コーティングを施しました。



公共交通事業者緊急支援金(事業者支援)

市民生活に不可欠なバス・タクシーの運行において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、車内の衛生環境確保に係る費用について、市内を運行する路線バス事業者及びタクシー事業者に対し、その一部を支援しました。



■ 支援内容

- ☑ バス 2万円/台
- ☑ タクシー 1万円/台

■ 支援内容

- ☑ バス 137台
- ☑ タクシー 138台

テレワーク環境構築事業

市役所内でクラスターが生じ、市のサービスに支障が出ることを防ぐため、テレワーク環境の整備を行い、一部の業務でテレワークを実施できるようにしました。



市内医療機関従事者に対する感謝・応援事業

地域の医療機関等において医療に従事する方々に、市民の生命と健康を守るため業務に尽力していただいていることへの感謝と、地域経済の活性化に寄与するため、市内の商店等で使用できる商品券を支給しました。

ひとり親家庭等緊急生活支援給付金

児童扶養手当を受給するひとり親世帯（生活保護受給者を除く）への生活の支援を行うため、1世帯当たり3万円の「ひとり親家庭等緊急生活支援給付金」を支給しました。

臨時の広報紙配布

市民の皆様に迅速に情報を伝達するために、臨時の「広報そうか」の発行・配布を重ねて実施しました。



▲R2.5.11臨時号

介護施設等オンライン面会整備事業

感染防止対策として、介護施設に入所する方とその家族の面会をオンラインで行えるよう環境整備を行う介護施設に対し、補助金を交付しました。

■ その他の取組

○ 草加地域経済活性化事業実行委員会補助金

- 中小企業向けのリフォーム補助、設備投資補助等を実施する実行委員会に補助金を交付

○ 創業者向け持続化給付金事業補助金

- 売上が減少した中小企業者等（創業直後）に給付金を支給

○ セーフティネット保証利用支援補助金事業

- セーフティネット保証認定を受け、埼玉県制度融資を利用する際、自己負担となる信用保証料を全額補助

○ 事業者応援型クラウドファンディング活用支援事業

- クラウドファンディングを活用した資金調達を実施する市内の公益法人・まちづくり会社等を支援

○ 小規模事業者事業継続給付金事業補助金

- 国等の支援策対象外の小規模事業者のうち、一定の売上減少要件を満たす者に10万円を一律給付

○ 経営革新チャレンジ支援事業補助金

- 経営革新や業務効率化に取り組む中小企業者等に補助金を交付

○ セーフティネット保証利用支援補助金＜基金積み立て＞

- 令和3年度(2021年度)以降における3,000万円までの融資に支払った利子を、最大3年間全額補助の負担分を基金に積立

○ 緊急経済対策情報発信事業

- 中小企業者、市民に向けて、支援策の情報が適切に届くように、広報特集号等を作成

○ 事業者伴走型創業・再展開支援強化事業

- 経営課題をワンストップで支援する拠点を整備し、創業期から事業再展開期を専門人材が伴走支援

○ 感染防止対策協力金・月次支援金等受給事業者に係る一時支援金

- 埼玉県感染防止対策協力金及び国の月次給付金等を受給した事業者に対して一時支援金を給付

○ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

- 住居確保給付金の支給事務のうち、自立相談支援事業の支給審査及び支給決定等の支給業務の円滑実施

○ 学校の消毒支援事業

- 各学校に酸性電解水生成器を1台設置し、机等備品を消毒・除菌

○ 学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業

- 修学旅行のキャンセル料等の支払いにより、各学校及び保護者の負担軽減を図る

○ 学校保健特別対策事業費補助金

- 感染症対策に必要な物品、状況に応じた教育活動や家庭学習を実施する経費を支援

○ 学校臨時休業対策費補助金

- 学校の臨時休業に伴う学校給食休止に係る給食費を保護者に対して返還等するための経費を補助
- すでに発注していた食材の損失の補償や、その他食材の返金に要する経費を補助
- 修学旅行の3密を避ける対策として、バスの増便分に係る保護者の負担軽減を図る

○ 学校施設安全・安心確保事業

- 市内小中学校の廊下手洗い場やトイレ内の手回し式水栓をレバー式水栓に交換

○ スクール・サポート・スタッフ配置事業

- 新型コロナウイルス感染症対策のためのスクール・サポート・スタッフを追加任用

○ 学習補助員配置事業

- 新型コロナウイルス感染症対策のための学習補助員を追加任用

○ 公共的空間安全・安心確保事業（学校パーテーション整備）

- 小中学校の児童・生徒の机に飛沫防止用パーテーションを整備

○ 障害者総合支援事業費補助金

- 学校の臨時休業に伴い、障害福祉サービス等の利用による負担の増加に対する補助

○ 子育て支援センター、発達支援センター運営充実化事業

- 発達支援センター診療所の遠隔診療、あおば学園通園バスの改修

○ 草加市赤ちゃん応援特別給付事業

- 国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児の保護者に対してプレミアム付商品券を支給

○ 登園自粛による認可外保育施設保育料減免補助

- 緊急事態宣言に伴う登園自粛に協力した認可外保育施設に通う0～2歳児の保育料を減免

○ 子ども・子育て支援交付金

- 小学校の臨時休業により、児童クラブの開所時間の拡大に伴う事業者の経費を補助
- 児童クラブの登園自粛要請等を行った場合の保護者への利用料の返還を補助

○ 保育対策総合支援事業費補助金

- 保育所等において、感染予防対策として購入した消毒液等の経費を補助

○ 図書館安全・安心確保事業

- 図書に付着したウイルス除去のため、中央図書館及び市内6か所の公民館図書室に書籍除菌機を設置

○ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

- 民間保育所等において体制を整え、感染症対策を徹底するための必要な費用を補助

○ 保育環境改善事業

- 保育所等が必要とする環境改善に伴う費用を補助

○ 医療従事者等が安心して働ける体制整備事業

- 医療従事者への職員住宅提供のための設備修繕・備品購入等
- 地域の医療体制を確保するための市内の医療機関等に対する補助

○ 病院事業会計繰出・補助

- 感染症患者の医療受入体制の整備・院内感染拡大防止のための物資調達

○ 草加市立病院事業継続支援事業

- 市立病院の事業を継続するために、病院事業会計に繰出金を拠出

○ 草加八潮地域健康相談事業

- 「草加八潮地域検査センター」にて、PCR検査の結果が出るまでの過ごし方や健康不安への相談を実施

○ 生活困窮者自立支援事業

- 住居確保給付金の支給要件緩和による支給金増及び相談件数増加に対する相談支援員体制の拡充

○ 高年者敬老事業

- 「新しい生活様式」を取り入れた敬老事業と高年者の見守り活動を実施

○ 地域密着型介護施設従事者PCR検査事業

- 市内地域密着型介護サービス事業所の従事者に対してPCR検査を実施、クラスター発生や感染拡大を防止

○ 市内高年者入所施設等従事者等に対するPCR検査キットの配布

- 感染者等と接触のある市内高年者入所施設等従事者等に対してPCR検査キットを配布し、感染拡大を防止

○ 新型コロナウイルス感染の疑われる職員への検査キットによるPCR検査の実施事業

- 職員の新型コロナウイルス感染の早期把握・感染拡大防止のためのPCR検査を実施

○ 電解補助液・加湿器等購入事業

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電解補助液及び加湿器等を整備

○ 各種相談・申請支援窓口開設事業

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る相談に対応したチャットボットの構築

○ 職場衛生環境整備向上事業

- 市民サービス継続のため、飛沫感染防止ボードを各職員の自席に設置

○ 避難環境の整備事業

- 「新しい生活様式」を踏まえた避難支援等の構築に向けた計画作成と避難行動要支援者名簿の電算化

○ 固定資産税等賦課関連事務事業

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による税制改正に対応する電算システムの改修

○ 契約書類の郵送対応事業

- 接触の機会を減らすため、契約書類の郵送対応を実施

○ サテライトオフィス構築事業

- 職員の執務スペースの分散を図るため、サテライトオフィスを設置（令和4年(2022年)年10月現在は設置していません。）

○ 職員の分散勤務に係る費用

- 分散勤務に要する職員の旅費を支給

○ 防災活動支援事業

- 災害時避難所・救護所、災害ボランティアセンター、福祉避難所の衛生環境の整備
- 災害情報共有システム、防災無線連携アプリの導入

○ 文化芸術振興費補助金

- アコスホールの全熱交換器、草加市文化会館の空調設備の更新

○ 手話通訳者派遣等支援事業

- 庁内窓口用遠隔手話通訳及び医療機関等派遣用遠隔手話通訳を行うため、遠隔手話通訳機器の購入

○ 点訳及び声の広報等発行支援事業

- 視覚障がい者の情報取得として声による広報等の発行体制整備

○ スポーツ振興事業

- スポーツ施設を活用したPCR検査の実施や代替駐車場警備等

■ 国の支援(一部・終了したものを含みます)

○ 子育て世帯への臨時特別給付金（令和3年度実施分）

- 養育している者が年収960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供1人につき10万円相当の給付

○ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付

○ 緊急小口資金・総合支援資金

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって失業したり仕事が減ったことで収入が減少した世帯に資金貸付

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮自立支援金

- 総合支援資金の特例貸付が終了した世帯の方へ支援金を支給

○ 雇用調整助成金

- 一定の要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成（日額最大15,000円）

○ 実質無利子・無担保融資

- 3年間実質無利子、最長5年間元本据置（公庫（国民）最大6千万円、公庫（中小）・商工中金 最大3億円）

○ Go To イート事業

- 地域で登録されている飲食店で使えるプレミアム付食事券を、都道府県単位の事業者が地域内で販売

○ Go To トラベル事業

- ワクチン接種歴や検査を利用条件として、旅行・宿泊商品の割引等を実施

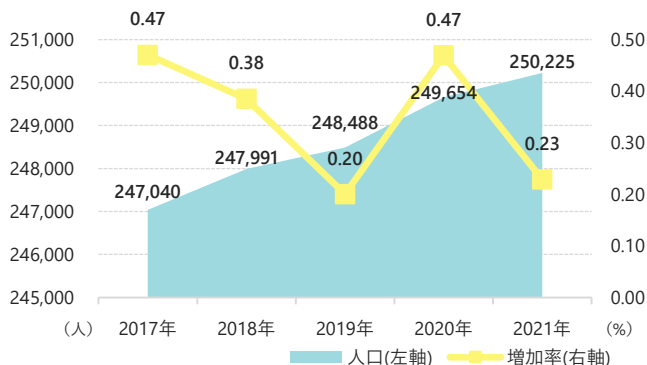
○ がんばろう！商店街事業

- イベント実施やWebサイト制作、商品開発等に係る費用について支援

6

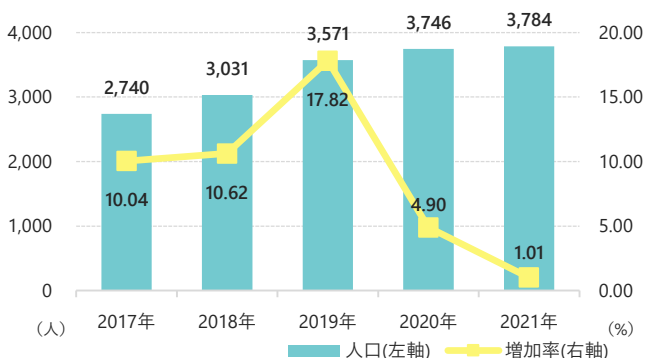
数字とデータで見る 草加市と市民生活の変化

人口推移と増加率



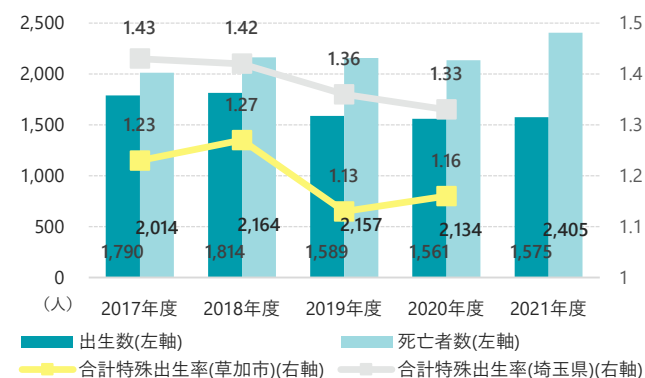
(資料) 草加市住民基本台帳 (各年1月1日現在)

外国人人口の推移



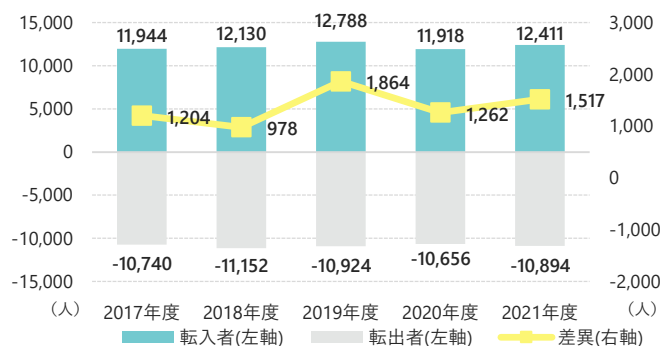
(資料) 草加市住民基本台帳

出生数と死亡者数、合計特殊出生率



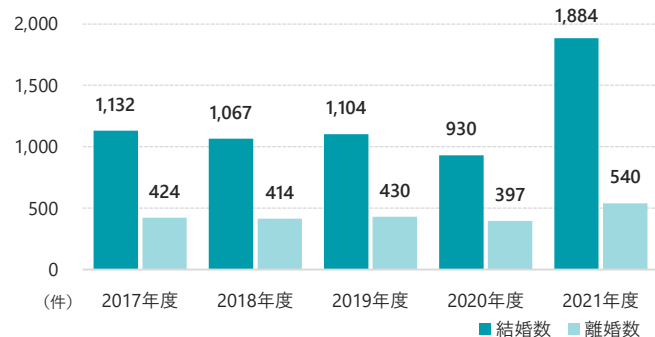
(資料) 出生数・死亡数：草加市住民基本台帳
合計特殊出生率：埼玉県HP(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokentoukei/gotoku.html>)
合計特殊出生率は令和2年度まで公表 (R4.9.30現在)

転入者と転出者



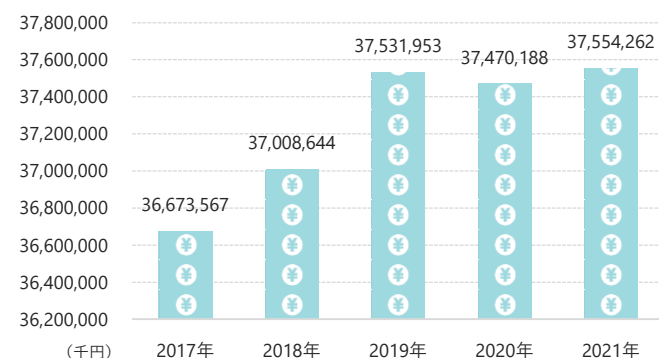
(資料) 草加市住民基本台帳

婚姻数と離婚数



(資料) 草加市住民基本台帳

市税収入額



(資料) 財政課

人口

草加市では、コロナ禍においても人口は増加し続けています。東京都特別区部（東京23区）では、比較可能な平成26年(2014年)以降初めて転出超過となる中、草加市は転出先として前年増加率が12.3%と全国上位9番目の自治体となっており、その受入先となっています。

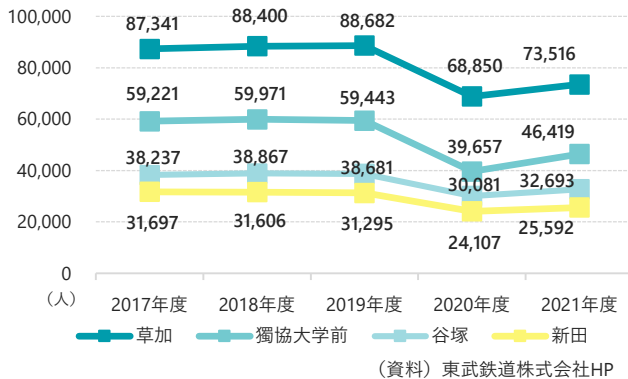
また、婚姻数と離婚数は令和2年度(2020年度)ではいずれも減少したものの、婚姻数については、翌年度には2倍に増加しました。

一方で、出生と死亡の差によって生じる人口の自然増減は減少を続けており、令和2年度(2020年度)の合計特殊出生率は全国の1.33を下回る1.16となっています。

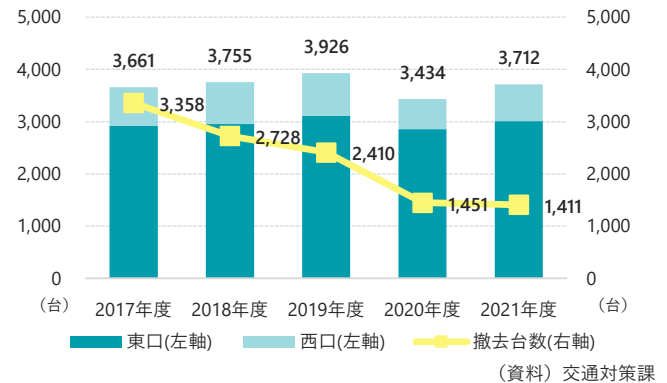
税収

市税収入については、人口の増加に伴う個人市民税や固定資産税、軽自動車税が年々伸長し、新型コロナウイルス感染症の拡大ではあったものの、緊急事態宣言発令などの影響は少なく、極端に大きな減少にはつながりませんでした。

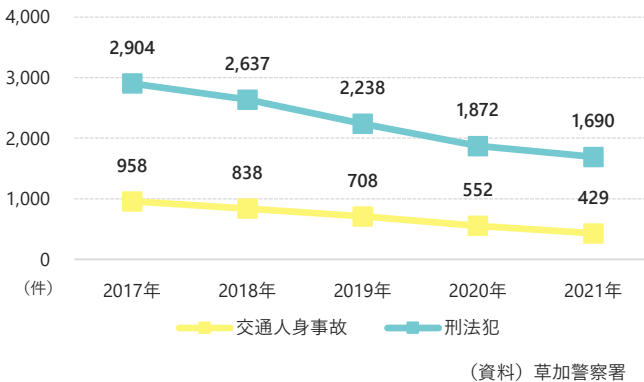
■ 市内鉄道駅1日平均乗降客数



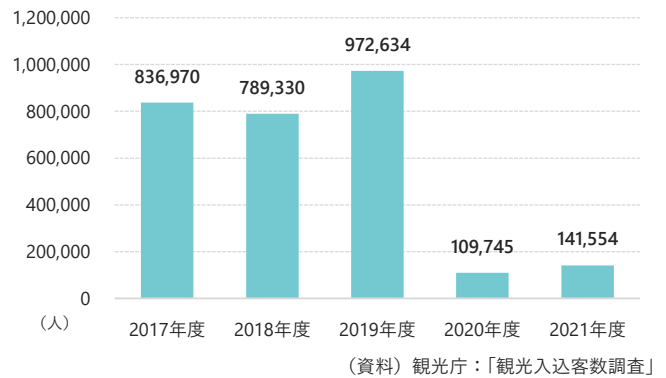
■ 駐輪場利用状況と放置自転車撤去台数



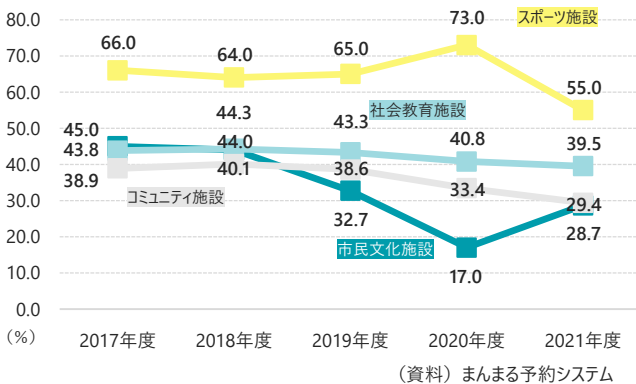
■ 交通人身事故と刑法犯の発生件数



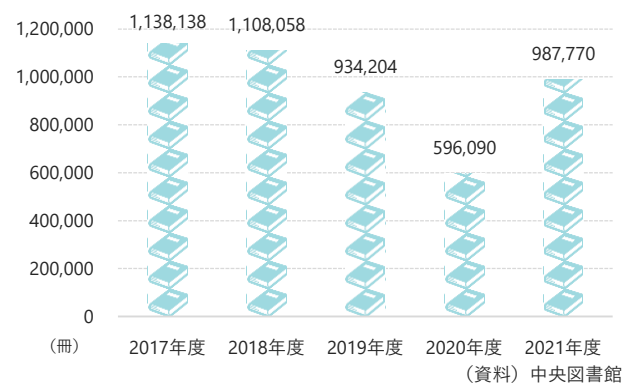
■ 入込観光客数



■ 公共施設の利用状況



■ 図書貸出点数



■ 交通・観光

外出自粛やテレワークの普及によって、公共交通機関の利用者は減少しました。同時に市営駐輪場の利用者や放置自転車の撤去台数も減少し、交通事故や刑法犯発生件数も継続的に減少しました。

観光業は新型コロナウイルス感染症による影響を最も受けた産業の一

つであることから、入込観光客数も大きく減少しています。

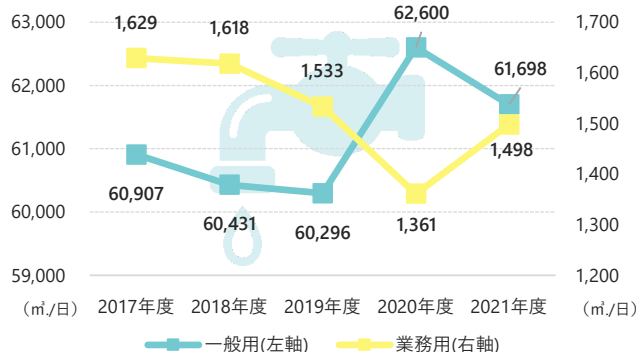
■ 公共施設・図書貸出状況

緊急事態宣言中に利用休止していた公共施設については、文化会館などの市民文化施設の利用率の減少が見られ、体育館・グラウンドなどのスポーツ施設では令和2年度(2020年

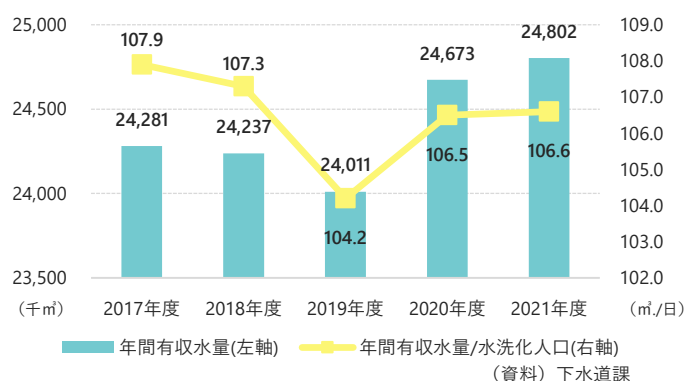
度)に上昇し、翌年度に下降が見られる中、公民館やコミュニティセンターなどの社会教育施設、コミュニティ施設については、大きな利用率に変化は見られませんでした。

図書貸出状況は令和2年度(2020年度)に、図書館の利用休止期間があったことから大きく減少し、翌年度には回復しています。

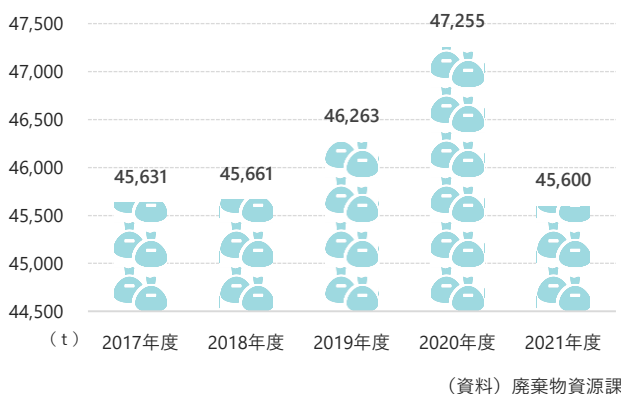
■ 上水道利用状況



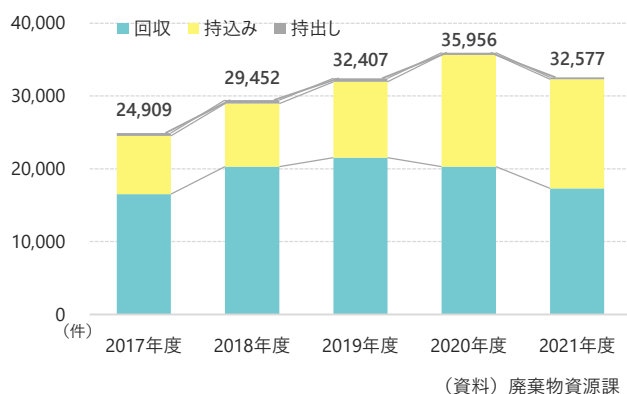
■ 下水道利用状況



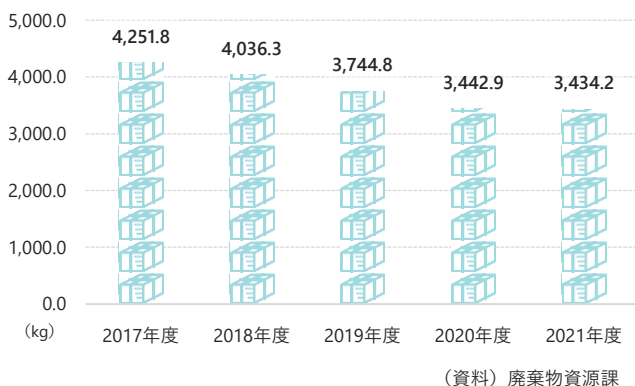
■ ゴミ処理量



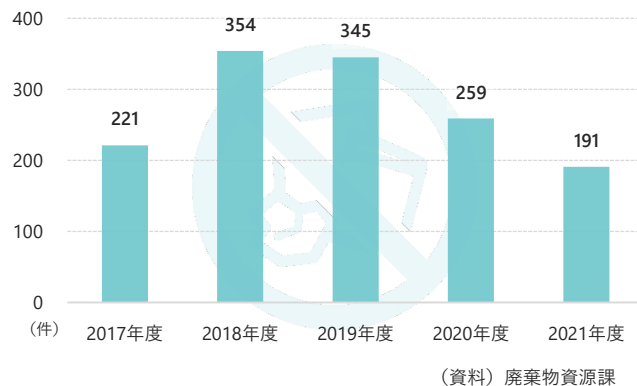
■ 粗大ごみ処理件数



■ 古紙類集団回収量



■ 不法投棄物処理件数



■ 上下水道

上水道については、一般用、業務用の使用量が新型コロナウイルス感染症の拡大前までは減少傾向にあったものの、緊急事態宣言による外出自粛要請が出されたことや、テレワーク・在宅勤務の増加によって、一般用の使用量が約4%増加しました。反対に業務用の使用量は約11%減少しました。

下水道の使用量は、新型コロナウイルス感染症の拡大後に増加しています。

■ ゴミ

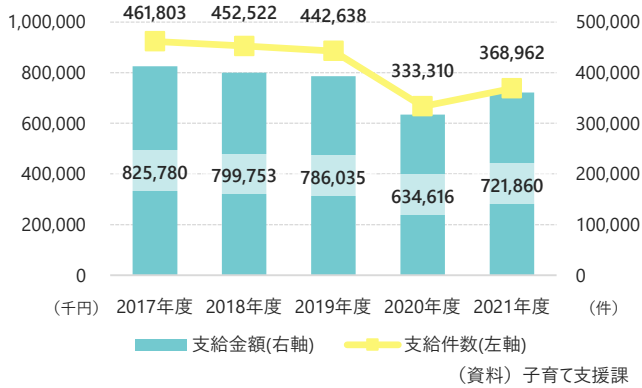
ごみ処理量及び粗大ごみ処理件数は、令和2年度(2020年度)に増加し、令和3年度(2021年度)は大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染症の拡大前と比較しても、令和3年

度(2021年度)は、同水準又はそれ以上に減少しています。

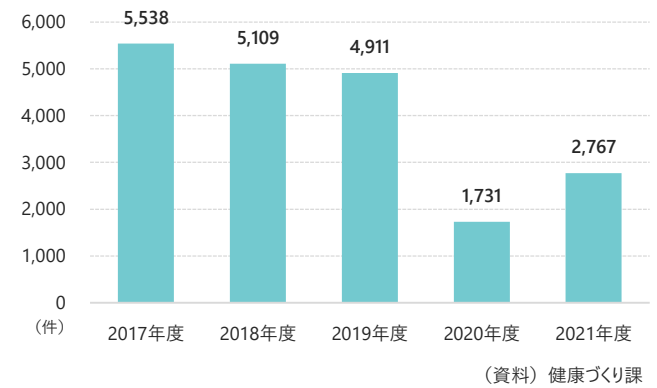
粗大ごみ処理件数は増加傾向にあり、特に持込みによる処分が増加しています。

不法投棄物処理件数は、新型コロナウイルス感染症拡大前から減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大以降、そのペースを速めています。

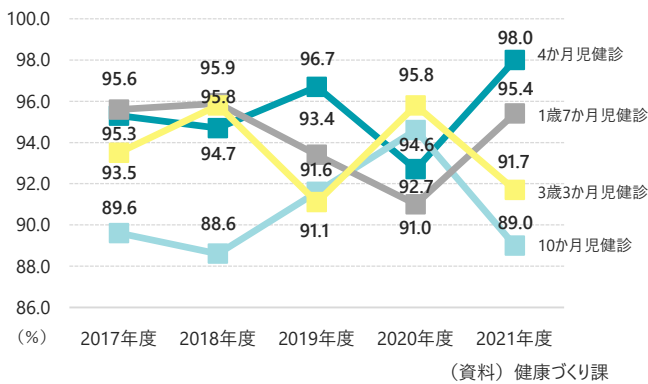
■ こども医療費



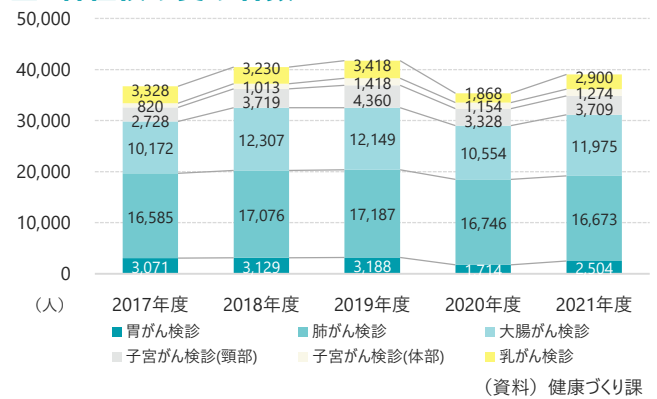
■ 子ども急病夜間クリニック利用状況



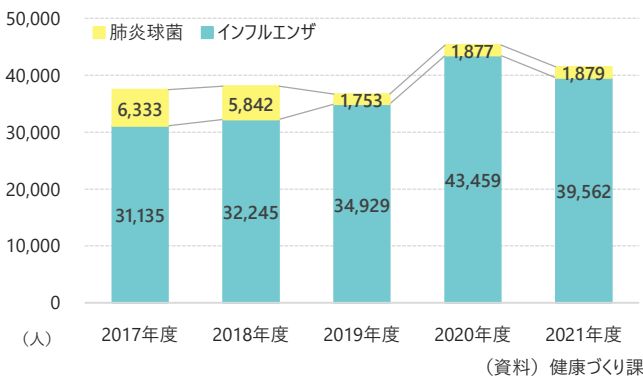
■ 各種健診受診率



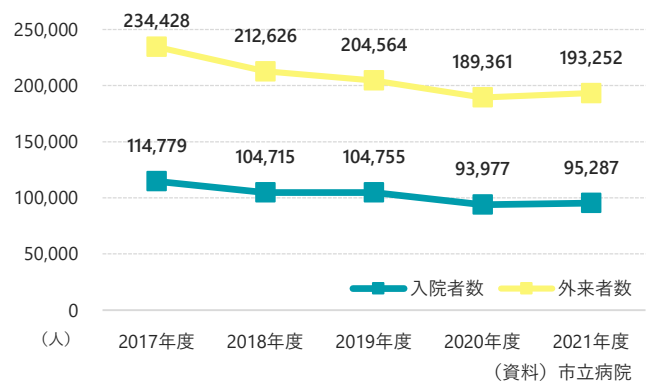
■ 各種検診受診者数



■ 高齢者予防接種



■ 市立病院の入院者数と外来者数



■ 健康・医療

新型コロナウイルス感染症拡大後は、こども医療費の支給金額と支給件数のいずれも減少するとともに、子ども急病夜間クリニックの利用件数も大幅に減少しました。

乳幼児の各種健診の受診率については、新型コロナウイルス感染症の流行前後における多少の増減は見ら

れるものの、極端な増減は見られませんでした。

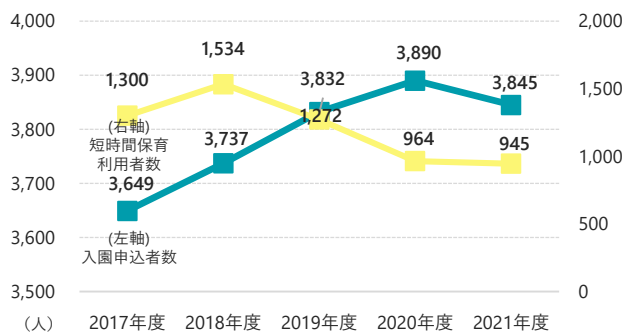
一方で、各種がん検診受診者数は、新型コロナウイルス感染症拡大後に、いずれの検診についても受診者数の減少が見られました。

高齢者予防接種については、新型コロナウイルス感染症の流行1年目の令和2年度(2020年度)にインフル

エンザワクチンの予防接種の接種人数が大幅に増加し、令和3年度(2021年度)についても流行前と比較して多くの方が接種しています。

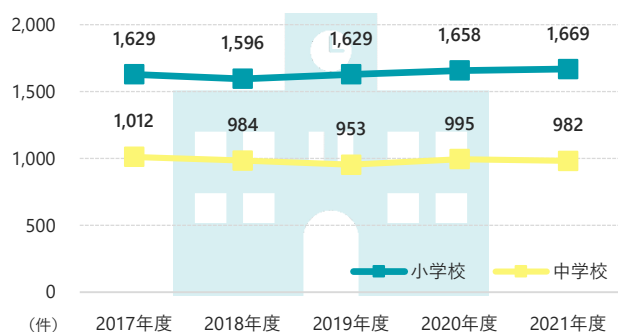
市立病院の入院者数と外来者数は令和2年度(2020年度)にいずれも減少し、令和3年度(2021年度)は増加に転じていますが、感染拡大前の水準までにはなっていません。

■ 短時間保育利用者数と保育園入園申込者数



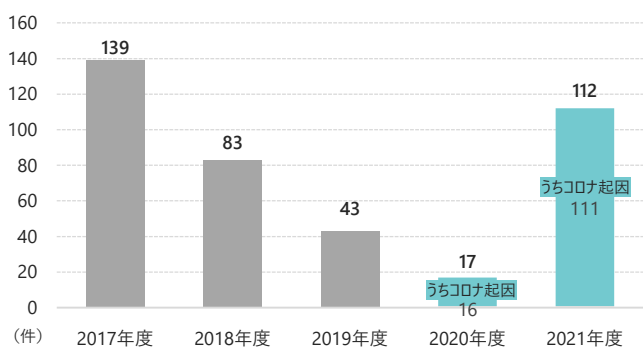
(資料) 保育課

■ 就学援助認定件数



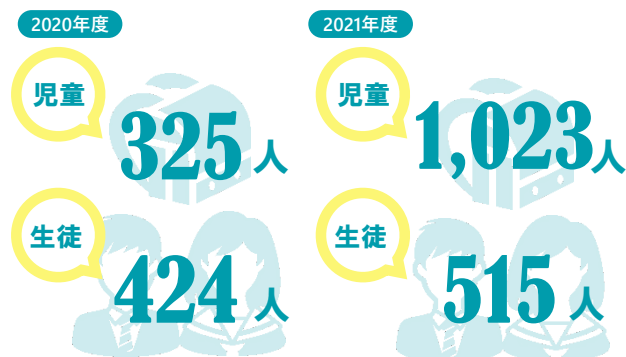
(資料) 学務課

■ 学級閉鎖等発生状況



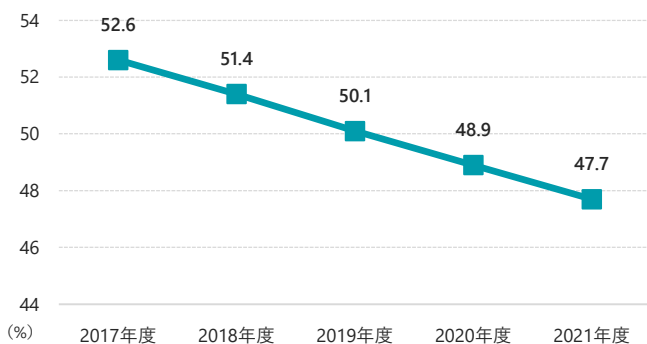
(資料) 学務課

■ 感染不安により1日でも出席できなかった児童・生徒数



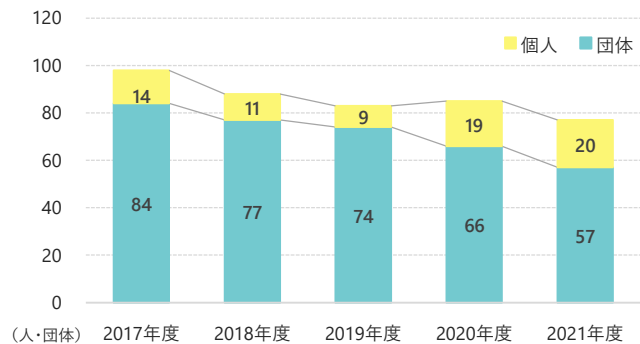
(資料) 学務課

■ 町会・自治会加入率



(資料) みんなでまちづくり課

■ 市民活動センター登録者数



(資料) みんなでまちづくり課

■ 子育て・教育

保育園の入園申込者数は新型コロナウイルス感染症拡大前から増加傾向にありましたが、感染拡大後も継続的に増加しました。

一方で、短時間保育利用者数は継続して減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大前の3年間は1,300人程度でした。新型コロナウイルス

感染症拡大以降は1,000人を下回る利用者数となっています。

就学援助認定件数については、新型コロナウイルス感染症拡大前まで減少傾向にあったものが増加に転じています。

学級閉鎖の件数については、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、ほぼすべての学級閉鎖が感染症によ

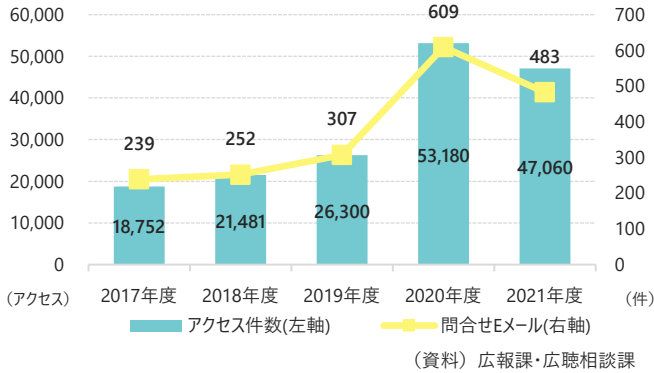
るものとなっています。

■ 市民活動

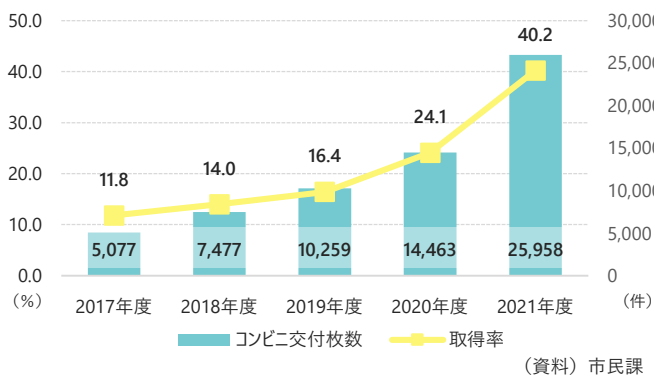
町会・自治会加入率は新型コロナウイルス感染症に関わらず年1%前後で減少傾向にあります。

市民活動センター登録者数は団体登録が減少する反面、個人登録は増加しています。

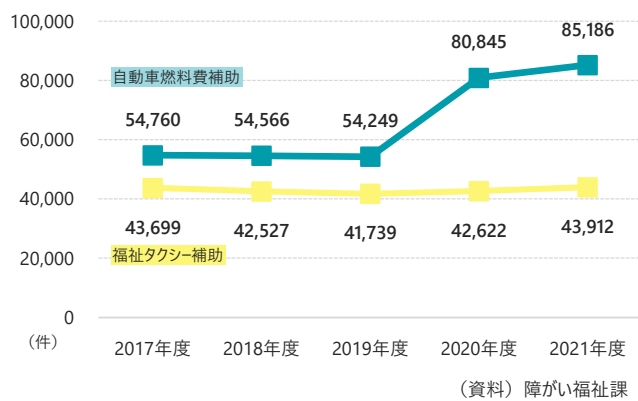
■ 市HPへのアクセス数と問合せEメール件数



■ マイナンバーカード取得率と各種証明コンビニ交付



■ 自動車燃料費補助・福祉タクシー補助利用件数



■ ホームページ・窓口業務

新型コロナウイルス感染症拡大以降、市ホームページへのアクセス件数及びホームページからの問合せEメール件数はいずれも倍増し、令和3年度(2021年度)も継続的に増加しました。

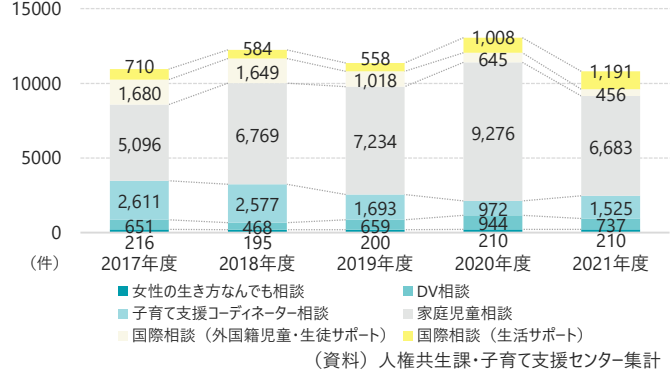
市への各種相談では、DV相談、家庭児童相談、国際相談(生活サ

ポート)に関する相談について大幅な増加が見られました。

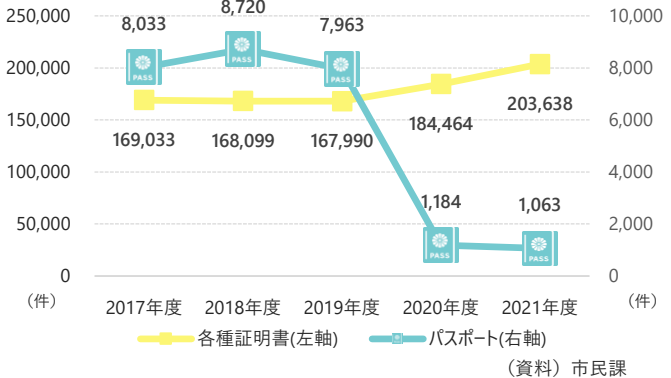
マイナンバーカードの取得率の向上と併せて各種証明書のコンビニ交付件数が増加しました。

また、各種証明書の発行件数は令和2年度(2020年度)以降、増加傾向にあるものの、パスポートの交付件数は大幅に減少しました。

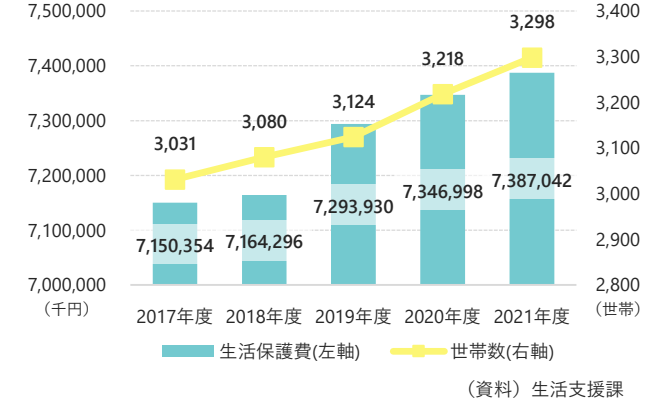
■ 各種相談件数



■ 各種証明書発行とパスポート交付の件数



■ 生活保護

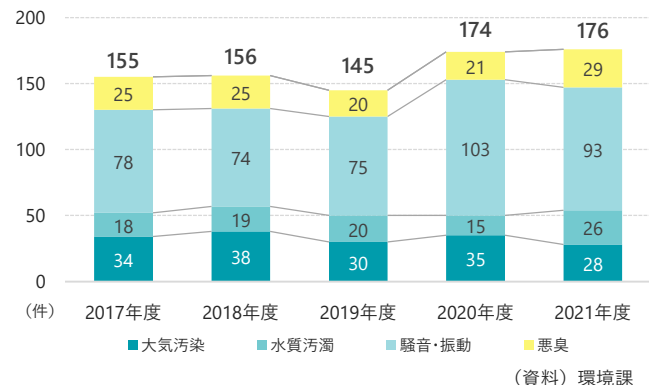


■ 福祉

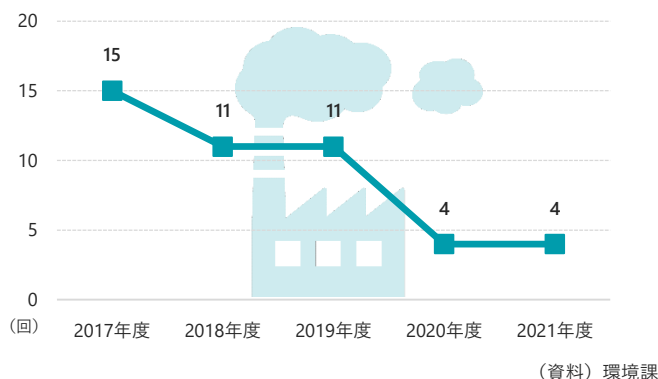
福祉タクシー補助の利用件数は若干の増加にとどまったものの、自動車燃料費補助の利用件数は令和2年度(2020年度)以降、大幅な増加が見られました。

生活保護費については新型コロナウイルス拡大以降、大幅な増加が見られました。

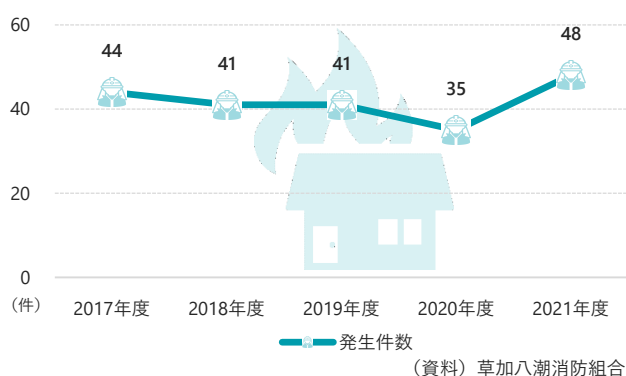
■ 公害苦情件数



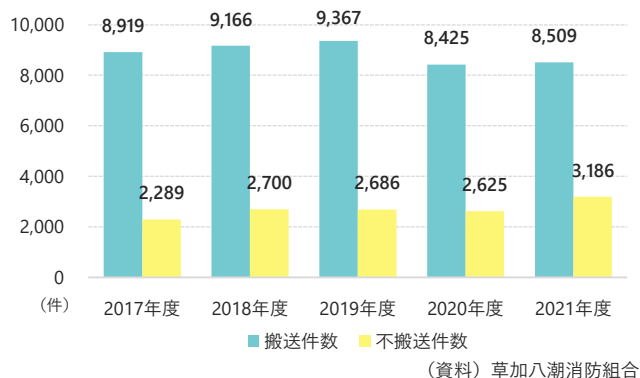
■ 光化学スモッグ注意報発令件数



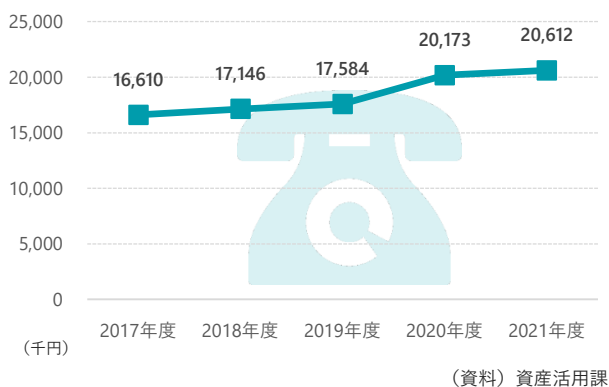
■ 火災発生件数



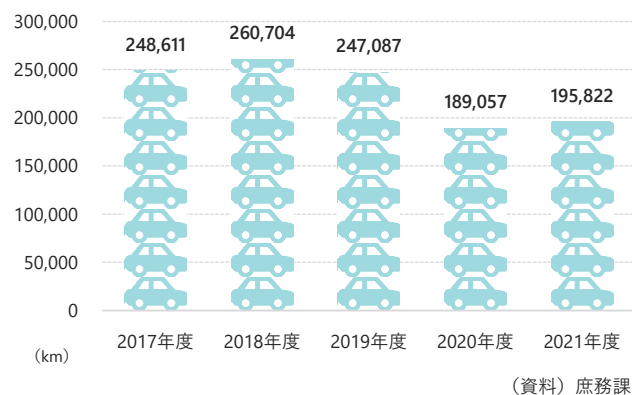
■ 救急搬送・不搬送件数



■ 庁舎電話料金



■ 公用車利用状況(走行距離)



■ 環境

公害苦情件数は新型コロナウイルス感染症の拡大以降において増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)は騒音・振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁の順に苦情が寄せられています。光化学スモッグ注意報発令件数は苦情件数に反して、新型コロナウイルス感染症拡大よりも半数以下に減少しています。

■ 火災・救急

火災発生件数は新型コロナウイルス感染症の拡大前から減少傾向にあったものが令和2年度(2020年度)は引き続き減少したものの、令和3年度(2021年度)に再び増加しました。救急搬送は新型コロナウイルス感染症拡大以降減少したものの、搬送件数が増加しています。

■ 行政

新型コロナウイルス感染症への対応のため、組織体制の整備に伴い電話回線の増設、外出抑制が行われる中での電話利用が増えたことなどにより、感染症拡大後において、庁舎の電話料金が大幅に増加しました。一方で、公用車の利用は、大幅に減少しました。

参考・出典

- 「コロナウイルスとは」国立感染症研究所（2022）
<<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>>（参照 2022年9月1日）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」内閣官房（2021）
- 「新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況」埼玉県（2022）
<<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/jokyo.html>>（参照 2022年9月1日）
- 「新型コロナウイルス感染症対策」内閣府<<https://corona.go.jp/emergency/>>（参照 2022年9月1日）
- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第8版」厚生労働省（2022）
- 「埼玉県の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の推移」埼玉県
<<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/sochisuii.html>>（参照 2022年9月1日）
- 「国土交通白書2021」国土交通省（2022）
- 「通商白書2020」経済産業省（2020）
- 「令和3年版 厚生労働白書」厚生労働省（2021）
- 「令和2年度 情報通信白書」総務省（2020）
- 「令和3年版 情報通信白書」総務省（2021）
- 「令和3年度 消費者白書」消費者庁（2021）
- 「令和2年度 文部科学白書」文部科学省（2021）
- 「令和2年度 年次経済財政報告」内閣府（2020）
- 「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」内閣府（2022）
- 「東京都特別区部の転出超過の状況～住民基本台帳人口移動報告2021年の結果から～」総務省（2022）
- 「平成29年度 草加市一般会計特別会計行政報告書」草加市（2018）
- 「平成30年度 草加市一般会計特別会計行政報告書」草加市（2019）
- 「令和元年度 草加市一般会計特別会計行政報告書」草加市（2020）
- 「令和2年度 草加市一般会計特別会計行政報告書」草加市（2021）
- 「令和3年度 草加市一般会計特別会計行政報告書」草加市（2022）
- 「草加市統計書（令和3年版）」草加市（2021）



—— 新型コロナウイルス感染症による ——

草加市と市民生活の変化

令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)を振り返って



令和4年(2022年)10月

発行・編集

草加市総合政策部総合政策課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

TEL 048-922-0749

Mail sogoseisaku@city.soka.saitama.jp